

贈与者に係る相続税の課税価格に関する確認書

確認書提出日 西暦 年 月 日
受贈者の氏名 _____
贈与者（被相続人）の氏名 _____
贈与者の相続開始（死亡）年月日 西暦 年 月 日

1 贈与者に係る相続税の課税価格の合計額

贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が、5億円を

超える 超えない

（注1） 令和5年4月1日以後に取得した信託受益権等については、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、受贈者（子・孫等）が23歳未満である場合、学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合であっても、相続税の計算上、相続開始日（死亡日）における非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額（以下「管理残額」といいます。）を相続等により取得したものとみなされます。

（注2） 「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」の計算方法については裏面をご確認ください。

以下は「超える」にチェックをされた方のみ、記載・確認してください。

（贈与者に係る相続税の課税価格の合計額）

_____ 円 > 5億円

（注） 裏面の（手順1）Cの金額が5億円を超える場合には、記載を省略して構いません。

2 添付書類

- ① 「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」が5億円を超える場合において（「超える」にチェックされた場合）、税務署に相続税の期限内申告書を提出しているとき
- 相続税の期限内申告書（第1表）の控えの写し
- ※受贈者において必要項目以外をマスキング（黒塗り）して金融機関宛て提出してください。
- ② 「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」が5億円を超える場合において（「超える」にチェックされた場合）、税務署に相続税の期限内申告書を提出していないとき
- 「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」が5億円を超えることを明らかにする計算明細書等

【「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」の計算方法】

以下の計算式に当てはめて、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人ごとの相続税の課税価格を計算し、算出された各人の相続税の課税価格を合計し、「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」を計算します。

$$\left(\begin{array}{|l|} \hline \text{相続や遺贈によって} \\ \text{取得した財産の価額} \\ \text{(注1)} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|l|} \hline \text{相続時精算課税} \\ \text{適用財産の価額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|l|} \hline \text{債務・葬式} \\ \text{費用の金額} \\ \text{(注2)} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|l|} \hline \text{相続開始前3年以内} \\ \text{の贈与財産の価額} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 「相続や遺贈によって取得した財産」には「管理残額」を含めません。

(注2) 「債務・葬式費用の金額」を差し引いた結果、赤字のときは「0」とし、その上で「相続開始前3年以内の贈与財産の価額」を加算します。

(注3) 上記の計算方法を含め、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお問い合わせください。

(注4) 受贈者自身で相続税の課税価格の合計額の計算を行ったうえ、必要書類を金融機関宛てに提出してください。

(注5) 相続税の申告書を提出している場合には、以下の手順に沿って計算することもできます。

(手順1) 下表のとおり、受贈者以外の相続人の課税価格の合計額を計算します。

A 被相続人の課税価格 (申告書(第1表)の被相続人欄の⑥)	B 受贈者の課税価格の合計額(注1) (申告書(第1表又は第1表(続)) の各受贈者欄の⑥)	C 受贈者以外の相続人の課税価格の合計額(注2) (A-B)
円	円	円

(注1) 受贈者が複数いる場合には、全ての受贈者の「課税価格⑥」の合計額を記載します。

(注2) Cの金額が5億円を超える場合は、表面の「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」の記載は不要です。

(手順2) 申告書第1表(第1表(続))の受贈者の欄の「取得財産の価額①」から、その価額に加算している管理残額を控除して、受贈者の「調整後の取得財産の価額①」を計算します。

(注) 受贈者が複数いる場合には、各受贈者について、「調整後の取得財産の価額①」を計算します。

(手順3) 手順2で求めた「調整後の取得財産の価額①」を基に、受贈者の「調整後の課税価格⑥」を計算します。

(注) 受贈者が複数いる場合には、各受贈者について、「調整後の課税価格⑥」を計算したのち、各受贈者の「調整後の課税価格⑥」を合計します。

(手順4) 手順1のCの金額と手順3で計算した「調整後の課税価格⑥」を合計します。

○ 贈与者に係る相続税の課税価格の合計額の確認箇所

【申告書第1表】

税務署長		相続税の申告書		FD3561	
年 月 日 提出		相続開始年月日 年 月 日		※申告期限延長日 年 月 日	
フリガナ	(被相続人)	財産を取得した人	参考として記載している場合		
氏 名	被相続人	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください	参考		
個人番号又は法人番号		年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)		
該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
①		円		円	
②					
③					
④					
⑤					
⑥		000		000	
格の計算	(第11表3⑦)				
純資産価額(①+②-③)	(赤字のときは0)				
純資産価額に加算される	暦年課税分の贈与財産価額				
課税価格(④+⑤)	(1,000円未満切捨て)				

(手順1)
被相続人の「課税価格⑥」から受贈者の「課税価格⑥」を控除して、他の相続人の「課税価格⑥」の合計額を計算する。
※受贈者が複数いる場合には、被相続人の「課税価格⑥」から全ての受贈者の「課税価格⑥」を控除して、他の相続人の「課税価格⑥」の合計額を計算する。

第1表(平成31年1月分以降用)
この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合は参考)
(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、外国税額控除額(第11の2)

【申告書第1表(続)】

相続税の申告書(続)		FD3562		
※申告期限延長日 年 月 日		※申告期限延長日 年 月 日		
フリガナ	財産を取得した人	参考として記載している場合	財産を取得した人	参考として記載している場合
氏 名	受贈者	参考	氏 名	参考
個人番号又は法人番号			個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください	
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住 所	(電 話 番 号)		(電 話 番 号)	
被相続人との続柄	職 業		被相続人との続柄	職 業
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※ 整 理 番 号				
取得財産の価額	①	円	取得財産の価額	①
相続時精算課税適用財産の価額	②		相続時精算課税適用財産の価額	②
債務及び葬式費用の金額	③		債務及び葬式費用の金額	③
純資産価額(①+②-③)	④		純資産価額(①+②-③)	④
純資産価額に加算される	暦年課税分の贈与財産価額		純資産価額に加算される	暦年課税分の贈与財産価額
課税価格(④+⑤)	⑥	000	課税価格(④+⑤)	⑥

(手順2)
「取得財産の価額①」に加算されている「管理残額」を控除して、「調整後の取得財産の価額①」を計算する。
※受贈者が複数いる場合には、各受贈者について、「調整後の取得財産の価額①」を計算する。

(手順3)
手順2の「調整後の取得財産の価額①」を基に「調整後の課税価格⑥」を計算する。
①+②-③=④ (赤字のときは0)
④+⑤=⑥ (1,000円未満切捨て)
※受贈者が複数いる場合には、各受贈者について、「調整後の課税価格⑥」を計算したのうち、各受贈者の「調整後の課税価格⑥」を合計する。

この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。